

政令第三百四十二号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する

政令

内閣は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第百二二号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を附則第七項とし、附則第三項の次に次の三項を加える。

- 4 法附則第五条第一項の政令で定める日は、平成二十一年三月三十一日とする。
- 5 法附則第五条第二項の政令で定める数は、三百人とする。
- 6 法附則第五条第二項において読み替えて適用する同条第一項の政令で定める日は、平成二十三年三月三十一日とする。

(所得税法施行令の一部改正)

第二条 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)の一部を次のように改正する。

第二百七条第一項第三号ア中「第四十二条第一号」を「第四十二条第一項第一号」に改める。

(法人税法施行令の一部改正)

第三条 法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第一項第三号ア中「第四十二条第一号」を「第四十二条第一項第一号」に改める。

#### 附 則

この政令は、平成十六年十二月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。